

○農林水産省告示第一二千六百七十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第二百八十五号）第二百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十六年産の春植えればいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十五年十月二十一日

農林水産大臣 林 芳正

平成二十六年産の春植えればいしょに係る農業災害補償法第二百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えればいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第二百二十条の十二第

一項第一号の農林

地域

千キログラム当たり共済金額の範囲

区分 水産大臣が定める	一類
	<p>円 一二、二〇〇円 一二〇、九八〇円 九、七六〇円 八、五四〇 円 七、三二〇円（対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であつて、同法第二条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）又は経営所得安定対策交付金のうち平成二十六年産の春植えばれいしょの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であつて当該交付金の交付を受けるもの（同年産の春植えばれいしょについて農業災害補償法第八十四条第一項第六号に規定する共済事故</p> <p>北海道及び東京都の区域</p>

によつて生じた損害により当該交付金の交付を受けることがで

きないものを含み、対象農業者を除く。) が耕作の業務を當む
耕地に係る春植えればいしょにあつては、一八、九九〇円 一

七、〇九〇円 一五、一九〇円 一三、二九〇円 一二、二〇

〇円 一〇、九八〇円 九、七六〇円 八、五四〇円 七、三
二〇円)

北海道及び東京

都の区域
三〇円 一八、七一〇円

福島県の区域
四二、六六〇円 三八、三九〇円 三四、一三〇円 二九、八

六〇円 二五、六〇〇円

熊本県の区域
四三、九一〇円 三九、五二〇円 三五、一三〇円 三〇、七

四〇円 二六、三五〇円

二類

宮崎県の区域

五三、九六〇円 四八、五六〇円 四三、一七〇円 三七、七

		三類					
		都の区域	長野県の区域	長崎県の区域	熊本県の区域	北海道及び東京	鹿児島県の区域
都の区域	北海道及び東京	一〇円 五〇、五六〇円	八四、二七〇円 七五、八四〇円 六七、四二〇円 五八、九	一六七、七一〇円 一五〇、九四〇円 一三四、一七〇円 一	一七、四〇〇円 一〇〇、六三〇円	六〇、八七〇円 八〇、八八〇円 七一、九〇〇円 六二、九	八〇円 三一、〇一〇円
八〇円 二七、〇七〇円	四五、一一〇円 四〇、六〇〇円 三六、〇九〇円 三一、五	一〇円 五三、九二〇円					五一、六八〇円 四六、五一〇円 四一、三四〇円 三六、一

四
類

熊本県の区域	長崎県の区域	久郡以外の区域	長野県のうち小	東御市及び北佐	久郡の区域	福島県の区域
五九、〇四〇円 五三、一四〇円 四七、二三〇円 四一、三	二〇〇円 六一、八八〇円	一〇三、一四〇円 九二、八三〇円 八二、五一〇円 七二、	三八、三三〇円 三四、五〇〇円 三〇、六六〇円 二六、八 諸市、佐久市、 東御市及び北佐	六〇円 四一、七九〇円	長野県のうち小 諸市、佐久市、 東御市及び北佐	六五、一一〇円 五八、六〇〇円 五一、〇九〇円 四五、五 八〇円 三九、〇七〇円

鹿児島県の区域	三〇円 三五、四二〇円
六〇円 五一、四二〇円	八七、三七〇円 七八、六三〇円 六九、九〇〇円 六一、一